

食品等の検査状況

食品の安全を確保するために食品添加物、残留農薬などさまざまな検査を実施しています。ここでは、平成16年度（一部平成17年度）に実施した神奈川県及び県内の保健所設置市の検査結果の一部をご紹介します。



◎食品添加物

国産食品、輸入食品あわせて5,049件の検査を実施したところ、表示が不適正なものや食品衛生法に定められた使用量より多く含まれていたなど、違反のものが28件ありました。違反食品については、製造・販売者に回収や販売禁止など必要な措置をとるとともに、関係自治体に通報しました。

検査品目	国産食品		輸入食品	
	検体数	違反数	検体数	違反数
乳及びその加工品	11	0	4	0
肉卵類及びその加工品	408	6	24	0
魚介類及びその加工品	1,753	5	157	0
野菜・果実及びその加工品	597	1	428	4
穀類及びその加工品	183	1	41	0
冷凍食品	66	0	36	1
清涼飲料水	168	0	52	2
酒類	22	0	107	3
菓子	182	1	193	3
かん詰・びん詰食品	38	0	151	0
その他の食品	368	1	60	0
合計	3,796	15	1,253	13

◎残留農薬

国産食品、輸入食品あわせて1,022件の検査を実施したところ、かぶの葉1検体から2農薬、ももから1種類の農薬が基準を超えて検出されました。違反品については、関係自治体に、生産者に対する指導等を依頼しました。

	検査品目	検体数	違反数	検査食品内訳	
基準あり	国産品	農産物	296	2	米、きゅうり、キャベツ、りんご、なし、かぶの葉、かぶの根、もも等
		畜産物	18	0	牛乳、牛肉、豚肉、鶏肉
		小計	314	0	—
	輸入品	農産物	106	0	ブロッコリー、アメリカンチェリー、バナナ等
		畜産物	37	0	牛肉、豚肉、鶏肉
		加工食品	53	0	冷凍野菜
	合計	510	2	—	
基準なし	国産品	農産物	268	—	にんじん、ピーマン、ぶどう等
		畜産物	33	—	牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳
		魚介類	7	—	さす、めじな、すずき、くろだい、あゆ
		加工食品	8	—	穀類加工品、果実加工品等
	小計	316	—	—	
	輸入品	農産物	93	—	オレンジ、えんどう等
		畜産物	40	—	牛肉、豚肉、鶏肉
		加工食品	63	—	穀類加工品、果実加工品等
		小計	196	—	—
	合計	512	0	—	
総計	1,022	2	—		

◎動物用医薬品

食肉、乳類など381件の検査を実施しましたが、基準を超えて検出されたものはありませんでした。

検査品目		検体数	違反数
国産食品	食肉	212	0
	鶏卵	26	0
	魚介類	11	0
	乳等	19	0
	はちみつ	1	0
	小計	269	0
輸入食品	食肉	87	0
	魚介類	20	0
	乳等	4	0
	はちみつ	1	0
小計	112	0	
合計		381	0

◎抗菌性物質

食肉、魚介類など1,251件の検査を実施したところ、豚肉1検体から抗生物質が、他の1検体から合成抗菌剤がそれぞれ検出されました。

検査品目	検体数	違反数		
		抗生物質	合成抗菌剤	
国産食品	食肉	807	1	1
	鶏卵類	91	0	0
	魚介類	74	0	0
	乳等	54	0	0
	はちみつ	5	0	0
	その他	17	0	0
	小計	1,048	1	1
	輸入食品	食肉	79	0
はちみつ		8	0	0
乳等		4	0	0
魚介類		89	0	0
その他		23	0	0
小計		203	0	0
合計	1,251	1	1	

◎環境汚染物質

水俣病の原因となった有機水銀、工業分野で多く使われていたPCB、船底塗料や魚網の汚染防止剤として使われていた有機スズ化合物などの環境汚染物質について、検査を実施しました。

このうち、総水銀について172件の検査を実施したところ1件が暫定的規制値を超えたため関係自治体に通報しました。

PCBについては、全て暫定的規制値内でした。また、有機スズ化合物については規制値は定められていませんが308件の検査を実施したところ、43件から検出されました。

◆総水銀◆

ppm:濃度の単位(100万分の1)

検査品目	検体数	検出数	検出範囲(ppm)	規制値を超えたもの
魚介類	152	139	0.002~0.73	1
魚介類加工品	20	20	0.01~0.35	0
合計	172	159	—	1

◆PCB◆

食品分類	検体数	検出数	検出範囲(ppm)	規制値を超えたもの	
魚介類	遠洋	18	6	0.007~0.046	0
	内海	43	20	0.005~0.27	0
牛乳	7	0	—	—	
鶏卵	5	0	—	—	
合計	73	26	—	0	

◆有機スズ化合物◆

検査項目	検査品目	検体数	検出数	検出範囲(ppm)
TBT(トリブチルスズ)	魚介類	29	7	0.01~0.04
TBTO(トリブチルスズオキシド)		104	14	0.011~0.032
TPT(トリフェニルスズ)		133	21	0.001~0.024
DBT(ジブチルスズオキシド)		42	1	0.02
合計		308	43	—

実験動物群に投与した場合、一定の期間内にその実験動物群の50%を死亡させる量のこと、通常、体重あたりの量(mg/kg)で表されます。この数値が小さいほど毒性が強いといえます。

◎遺伝子組換え食品 (下欄参照)

スーパーや小売店では「遺伝子組換えでない」「遺伝子組換え不分別」等の表示のある加工食品を目にしますが、その表示が正しいかどうかの検査を実施しました。

検査には安全性未審査の組換え遺伝子の混入の有無を確認する「定性検査」と安全性審査済の組換え遺伝子の混入量を確認する「定量検査」があります。

検査の結果、不逸のものはありませんでした。

検査項目 食品名	定性検査				定量検査			
	検体数	逸	不逸	検知不能	検体数	逸	不逸	検知不能
パパイヤ	10	10	0	0	—	—	—	—
パパイヤ加工品	1	0	0	1	—	—	—	—
とうもろこし加工品	91	84	0	7	1	1	0	0
とうもろこし穀粒	10	10	0	0	15	15	0	0
大豆穀類	—	—	—	—	65	65	0	0
大豆加工品	—	—	—	—	21	19	0	2
合計	112	104	0	8	102	100	0	2

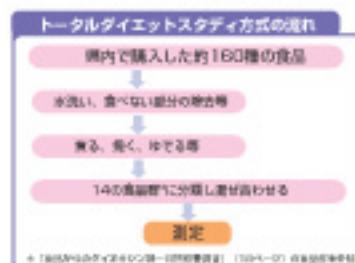
※検知不能：食品製造工程の加熱等により、遺伝子がすべて分解されて検出できなかったもの。

◎食品からの有機塩素系農薬一日摂取量調査

有機塩素系農薬7種類について、トータルダイエツスタディ方式に基づき、わたしたちが通常の食生活の中でどの程度摂取しているかの調査を行いました。

今回の検出値を残留農薬の一日許容摂取量と比較したところ、いずれも大きく下回っていました。

●調査結果 (平均体重を50kgとして算出)



農薬名	検出値 (ppm)	検出食品		検出された農薬の一日摂取量 (μg)	[50 kg体重のADI]に対する摂取割合 (%)
		食品群	一日摂取量 (μg)		
BHC	α-BHC	不検出	—	—	—
	β-BHC	0.0011	肉類・卵類	115.6	0.1272
	γ-BHC	0.0006	砂糖類・菓子類	34.1	0.0205
	δ-BHC	不検出	—	—	—
DDT	pp'-DDD	不検出	—	—	—
	op'-DDD	不検出	—	—	—
	op'-DDT	不検出	—	—	—
	pp'-DDT	不検出	—	—	—
	pp'-DDE	0.0013 0.0020	魚介類 肉類・卵類	81.7 115.6	0.1062 0.2312
エンドリン ディルドリン アルドリン ヘプタクロル エンドスルファン	不検出	—	—	—	—

◎食品からのダイオキシン類一日摂取量調査

神奈川県では、平成12年度から独自に県民の平均的な食生活を通じて摂取されるダイオキシン類の一日摂取量について、トータルダイエツトスタディ方式（前頁参照）に基づき実施しています。

ここでは、平成17年度の調査結果を紹介します。

(1) 神奈川県民の平均的な食生活におけるダイオキシン類の一日摂取量 (単位：pg-TEQ/kg/日)

体重1kgあたりの一日摂取量（平均体重を50kgとして算出）	0.67
耐容一日摂取量（TDI）※に対する割合	17%
ダイオキシン類対策特別措置法で定める耐容一日摂取量（TDI）：4 pg-TEQ	

※耐容一日摂取量（TDI：Tolerable daily intake）：人が一生にわたって摂取しても、健康に対する有害な影響が認めないと判断される一日の体重1kgあたりの摂取量。

(2) 食品群ごとのダイオキシン類一日摂取量（平均体重を50kgとして算出）

食品群	神奈川県民の平均的一日摂取量（g） （調理前重量）	ダイオキシン類の摂取量		
		一日摂取量 （pg-TEQ/日）	体重1kgあたりの摂取量 （pg-TEQ/kg/日）	摂取割合（%）
I群（米）	341.2	0.00	0.00	0.00
II群（穀類・糧実類・イモ類）	198.7	0.18	0.00	0.54
III群（砂糖類・菓子類）	40.1	0.11	0.00	0.33
IV群（油脂類）	13.3	0.05	0.00	0.15
V群（豆類）	58.7	0.00	0.00	0.00
VI群（果実類）	143.6	0.00	0.00	0.00
VII群（緑黄色野菜）	96.6	0.00	0.00	0.00
VIII群（他の野菜類・キノコ類・海藻類）	210.8	0.08	0.00	0.24
IX群（嗜好飲料類）	513.3	0.00	0.00	0.00
X群（魚介類）	68.7	32.62	0.65	97.00
XI群（肉類・卵類）	135.8	0.37	0.01	1.10
XII群（乳・乳製品）	114.0	0.14	0.00	0.42
XIII群（調味料・香辛料類）	86.2	0.07	0.00	0.21
XIV群（飲料水）	600（ml）	0.01	0.00	0.03
計		33.63	0.67	100.00

※体重1kgあたりの摂取量は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

ダイオキシン類は、90%以上が食品を通じて摂取されると考えられていることから、大気、土壌から取り込む量を含めても、TDIを十分下回ると考えられます。このことから、通常の平均的な食生活におけるダイオキシン類の摂取による健康への影響はないものと考えられます。

<参考>これまでの調査結果（単位：pg-TEQ/kg/日）

調査年度	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度
体重1kgあたり一日摂取量	0.67	0.91	1.69	1.25	2.21	1.60

通しています。日本で認められているのは、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、絹実、てんさい及びアルファルファの7作物で、このうちの大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、絹実、アルファルファ及びその加工品31食品群については、食品衛生法の規定にしたがい表示が義務づけられています。